

第 9 次徳島県職業能力開発計画

～未来の徳島を支える産業人材育成～

中間とりまとめ

目 次

第1部 総説

1 計画のねらい	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2

第2部 職業能力開発をめぐる社会・経済情勢の変化

1 人口の状況	3
(1) 人口の減少	3
(2) 少子高齢化の進行	4
2 雇用・就業の動向	5
(1) 就業者数等の状況	5
(2) 有効求人倍率	6
(3) 若年者の就業状況	7
(4) フリーター・ニートの状況	8
(5) 非正規労働者の状況	9
3 産業構造の状況	10

第3部 職業能力開発の基本的方向と施策

1 時代や産業界のニーズに対応した人材育成	12
(1) 求職者への職業能力開発の推進	12
(2) 成長が見込まれる分野における人材育成の推進	12
(3) ものづくり分野における職業訓練の推進	12
① 公共職業訓練の推進	12
② 在職者訓練の推進	13
(4) 企業による職業能力開発の支援	13
2 十分な教育訓練機会を得にくい求職者に対する職業能力開発の推進	14
(1) 若年者等に対する職業能力開発	14
(2) 母子家庭の母等に対する職業能力開発	14
(3) 障害者に対する職業能力開発	14
3 職業能力開発校（県立テクノスクール）における人材育成の強化	15
(1) 産業界等のニーズに応じた職業訓練の実施	15
(2) 職業訓練内容の充実強化	15
(3) 指導員の指導力向上	16
(4) 入校率と就職率の向上	16
(5) 産業人材育成拠点「県立中央テクノスクール」	16
4 技能の振興	17
(1) 技能水準の向上への支援	17
(2) 技能を尊重する気運醸成	18
(3) 熟練技能者の活用・情報提供	18
(4) 関係団体等との連携強化	18
5 計画の推進と検証評価	18

第1部 総説

1 計画のねらい

本県では、平成18年度に策定した「第8次徳島県職業能力開発計画」（計画期間：平成18年度から22年度）に基づき、景気低迷が長期化する厳しい雇用環境の中で、本県の産業を支える人材の育成を図るための職業訓練や若者・離職者等への就業支援対策の充実強化などに取り組んできました。

この間、平成20年にはリーマンショックに端を発する「百年に一度の経済危機」をはじめ、為替水準や株価、原油・原材料の急激な変動、個人消費の低迷、さらには「千年に一度」と言われる東日本大震災の影響など、我が国経済の先行きは不透明感を増しており、本県雇用情勢も依然として厳しい状況が続いています。

一方で、人口の減少や少子高齢化の急速な進展による労働力人口の減少が予測される中、社会経済の活力低下が危惧されており、本県経済が持続して成長していくためには、技術や生産能力の向上を支える人材の育成・確保が不可欠となっています。

また、グローバル化による国内外における競争の激化や企業経営環境の著しい変化などに対応していくためにも、若年者、女性、高齢者、障害者、非正規労働者を含め、一人ひとりが個人の能力を高め、社会の中でその能力を発揮していくことが重要となっています。

こうした中、雇用情勢や経済動向、技術進歩や産業界のニーズに的確に対応した人材育成の推進、職業訓練の充実強化、成長が見込まれる分野や特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の実施・キャリアアップ支援など、本県産業を担う人材の育成・確保への積極的な取り組みが求められています。

さらに、高齢化や産業構造の大きな変化の中、地域社会や産業にとって必要なものづくりに関する専門的スキル等を有する人材が減少しており、長年培われてきた技術や技能を次世代に円滑に継承していくことが求められています。

本計画は、このような経済・雇用情勢や働く者の個々の状況を踏まえ、本県の経済・産業の発展を支える人材の育成・確保を推進していくため、職業能力開発に関する基本方針を示すものとして策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、職業能力開発促進法に基づき、国の職業能力開発基本計画との整合性を図るとともに、県政運営の羅針盤である「いけるよ！徳島・行動計画（オンリーワン徳島行動計画）」や経済振興策等を踏まえながら、本県の今後5年間の職業能力開発に関する基本方針を定めることとします。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年間とします。

なお、経済情勢の変動等により、本計画の期間中に新たな施策が必要になる場合には、本計画の趣旨を踏まえ補正していくこととします。

第2部 職業能力開発をめぐる社会・経済情勢の変化

1 人口の状況

(1) 人口の減少

平成22年(2010年10月時点)での本県の推計人口は、「785,873人」で、前年に比べ「3,396人」減少しています。

また、総人口は、昭和25年(1950年)の「878,511人」をピークに徐々に減少を続け、平成37年(2025年)には約70万人まで減少すると推計されています。

【徳島県の総人口と世帯数の推移】



(資料：総務省「国勢調査」(2010年は速報値)、県統計調査課「人口移動調査」、国立社会保障・人口問題研究所による推計)

(2) 少子高齢化の進行

本県の年齢別構成の状況を見てみると、「0～14歳」の構成比は年々減少してきており、平成21年（2009年）は、「12.6%」となっています。

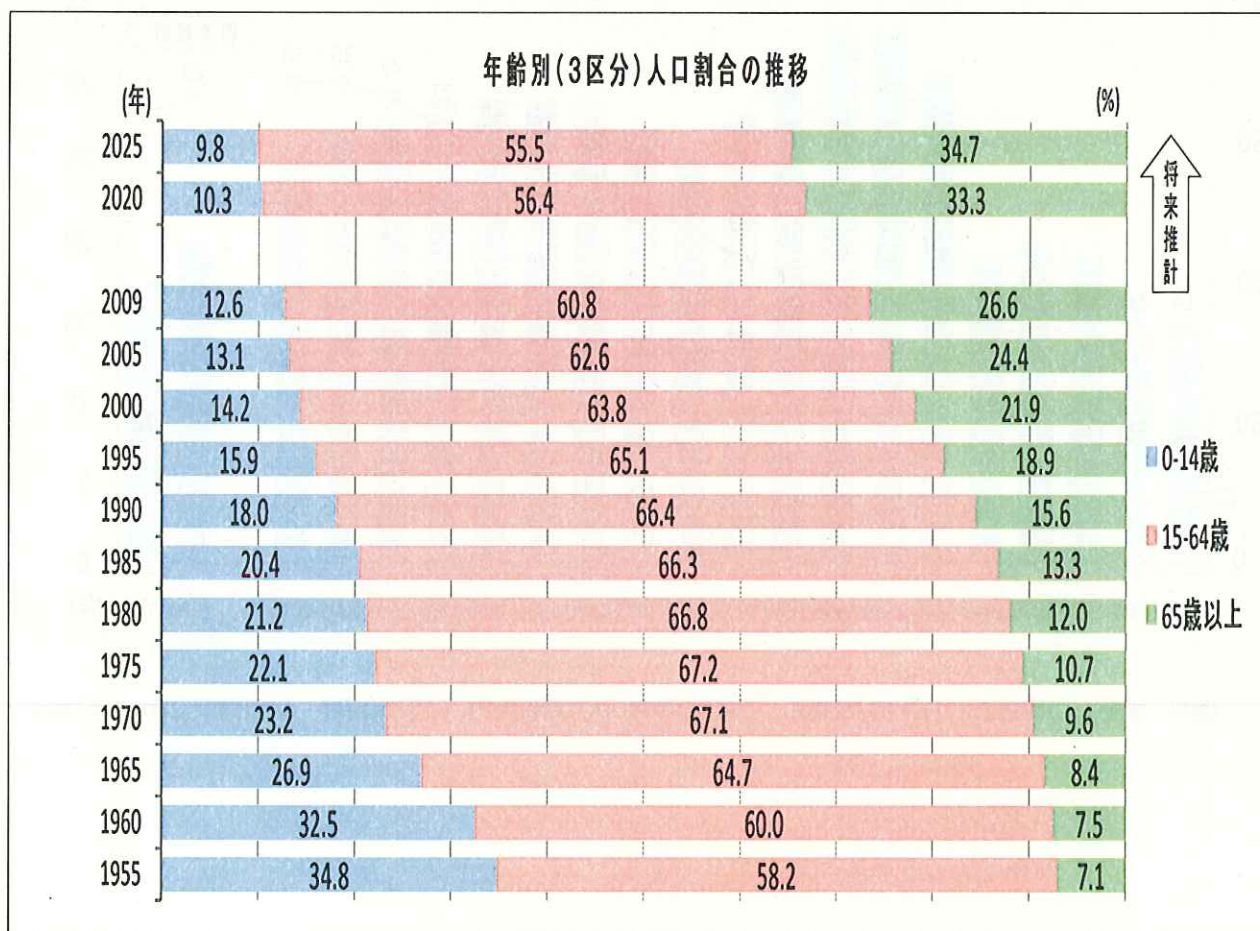
平成37年（2025年）には「9.8%」と、人口の少子化が一層進行することが予測されています。

一方、65歳以上の高齢者の構成比は年々高くなってきており、平成21年（2009年）は、「26.6%」となっています。今後、全国平均（22.7%）を上回るスピードで人口の高齢化が進行し、平成37年（2025年）には、「34.7%」に達すると予測されています。

また、生産年齢人口（15歳～64歳）の構成比を見てみると、その比率は概ね年々減少してきており、平成21年（2009年）は、「60.8%」となっています。

平成37年（2025年）には「55.5%」と、生産年齢人口割合のさらなる減少が予測されています。

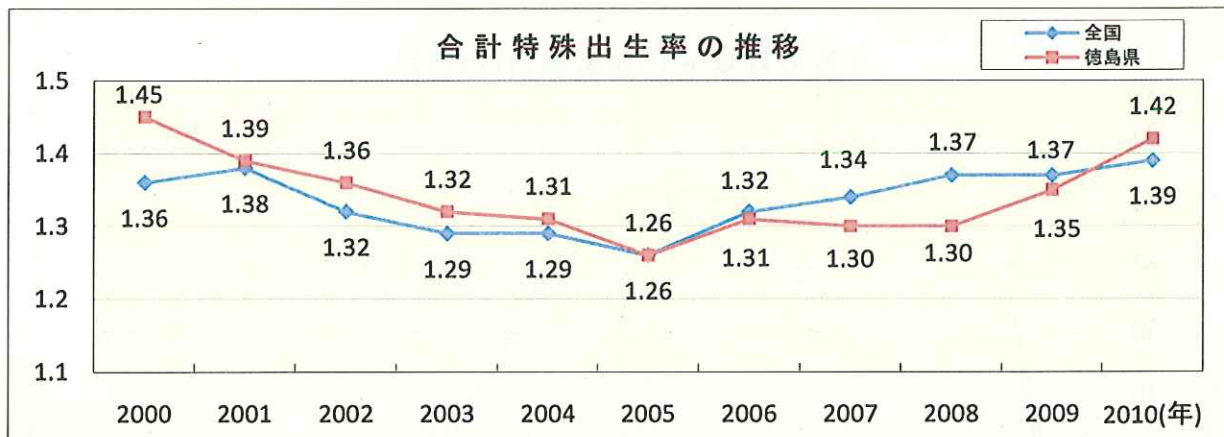
【徳島県の年齢別（3区分）人口割合の推移】



(資料：総務省「国勢調査」(2010年は速報値)、県統計調査課「人口移動調査」、国立社会保障・人口問題研究所による推計)

合計特殊出生率をしてみると、昭和35年(1960年)は「2.02」でしたが、平成22年(2010年)には「1.42」に低下し、出生児数も「5,904人」となっており、第2次ベビーブーム後の昭和50年(1975年)の「12,020人」と比べると、概ね半数に減少しています。

【徳島県の合計特殊出生率の推移】



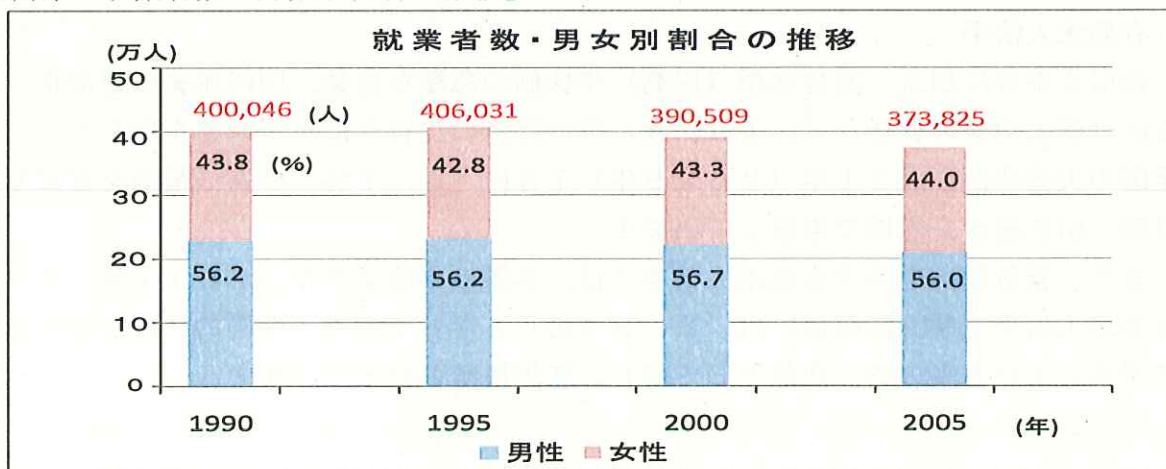
(資料：厚生労働省「人口動態調査」)

2 雇用・就業の動向

(1) 就業者数等の状況

本県の就業者数を見てみると、平成2年(1990年)は「400,046人」であったのが、平成7年(1995年)に「406,031人」まで増加したのち、平成17年(2005年)には、「373,825人」と減少しています。男女別の割合を見てみると、就業者数の傾向は同様であるものの、女性は概ね40%前半で推移しており、男女差が見られます。

【徳島県の就業者数・男女別割合の推移】



(資料：総務省「国勢調査」)

また、女性の年齢別就業率の割合を、平成17年（2005年）における5歳階級別で見ると、「25～29歳」をピークに、その後結婚や出産、子育て期などにより就業率は減少し、子育て等が終わった「45歳～49歳」にかけて再び増加する、いわゆるM字型曲線を示しています。

【徳島県の女性の就業率（5歳階級別）平成17年】



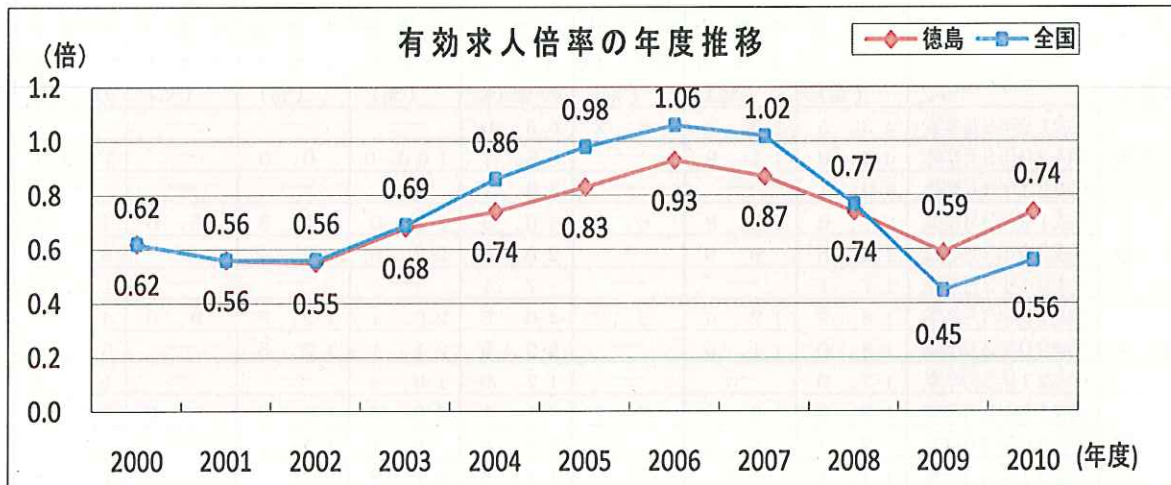
(資料：総務省「国勢調査」)

(2) 有効求人倍率

長引く不況に加え、為替水準（円高）や株価の急激な変動、国内産業の空洞化、さらには個人消費の低迷などにより、我が国の経済の先行きは不透明感を増しており、全国の失業率が平成21年（2009年）7月に「5.7%」の過去最高を記録して以降、引き続き高水準で推移しています。

また、景気動向を示す有効求人倍率では、本県の平成23年（2011年）4月の有効求人倍率（季節調整値）は「0.84倍」となっており、全国的には上位の水準で推移しているものの、依然として厳しい雇用情勢となっています。

【徳島県の有効求人倍率の年度推移】



(資料：厚生労働省、徳島労働局)

(3) 若年者の就業状況

本県の若年者の雇用失業状況を見てみると、完全失業率が他の年齢層と比べ相対的に高い水準で推移しており、平成21年(2009年)の25歳未満(15歳～24歳)の完全失業率は、「9.1%」となっています。

また、新規学校卒業就職者(高等学校・短大・大学を平成19年3月卒業)の約4割が、3年以内に離職するなど、若年者の離職率が高くなっています。

【徳島県の年齢階級別完全失業率の推移】



(資料：厚生労働省、徳島労働局)

【新規学校卒業就職者の離職率の推移】

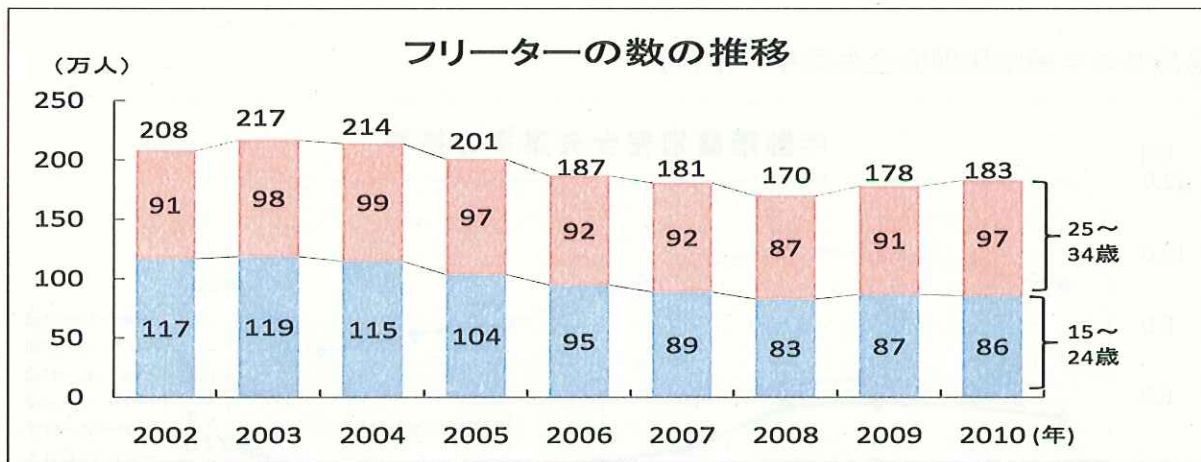
項 目		全 国				徳 島 県			
		卒 業 後 1 年 目 (%)	卒 業 後 2 年 目 (%)	卒 業 後 3 年 目 (%)	卒 業 後 3 年 間 の 計 (%)	卒 業 後 1 年 目 (%)	卒 業 後 2 年 目 (%)	卒 業 後 3 年 目 (%)	卒 業 後 3 年 間 の 計 (%)
中 学 校	平成19年3月卒業	43.5	13.2	8.2	65.0	—	—	—	—
	平成20年3月卒業	43.8	11.9	—	55.7	100.0	0.0	—	100.0
	平成21年3月卒業	40.1	—	—	40.1	—	—	—	—
高 校	平成19年3月卒業	21.6	11.8	6.9	40.3	23.0	11.8	5.6	40.4
	平成20年3月卒業	19.5	9.9	—	29.4	22.0	9.4	—	31.5
	平成21年3月卒業	17.1	—	—	17.1	—	—	—	19.2
短 大	平成19年3月卒業	18.7	12.4	9.4	40.5	20.1	12.8	9.0	42.0
	平成20年3月卒業	18.0	11.5	—	29.5	21.1	12.5	—	33.6
	平成21年3月卒業	17.0	—	—	17.0	19.9	—	—	19.9
大 学	平成19年3月卒業	13.0	10.3	7.7	31.1	20.4	10.6	7.6	38.6
	平成20年3月卒業	12.1	9.5	—	21.6	18.2	11.7	—	30.0
	平成21年3月卒業	11.4	—	—	11.4	21.8	—	—	21.8

(資料：厚生労働省職業安定局調査)

(4) フリーター・ニートの状況

全国における、いわゆる「フリーター」数は、平成15年(2003年)の217万人をピークに減少傾向にありましたが、平成22年(2010年)は183万人となっており、前年(平成21年・178万人)に比べ5万人増加しています。

【フリーターの数の推移】



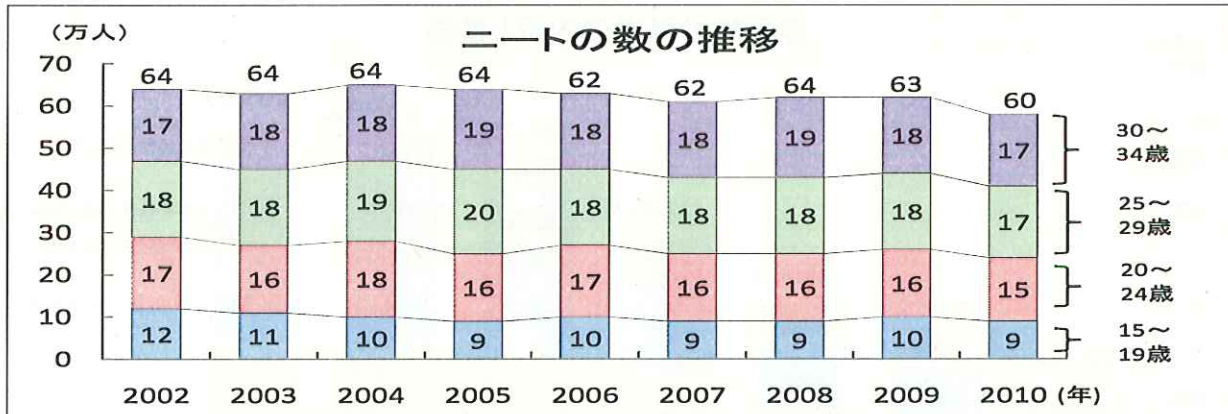
(資料：総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」)

(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生の未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「パート・アルバイト」である者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計

また、いわゆる「ニート（若年無業者）」数は、平成14年（2002年）以降、60万人強の高い水準で推移しています。

【ニートの数の推移】



(資料：総務省統計局「労働力調査(基本集計)」)

(注)「ニート」の定義は、15歳～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。それぞれの内容については、千人単位を四捨五入しているため、合計と合わない。

(5) 非正規労働者の状況

全国の就業者のうち、正規雇用者・自営業者等が占める割合は低下傾向にあり、平成22年（2010年）は、正規雇用者等は「54%・3,355万人」、自営業者等は「18%・1,137万人」となっています。一方、パート、派遣、契約社員等の占める割合は増加傾向を示しており、「28%・1,755万人」となっています。

【就業者の内訳と推移】

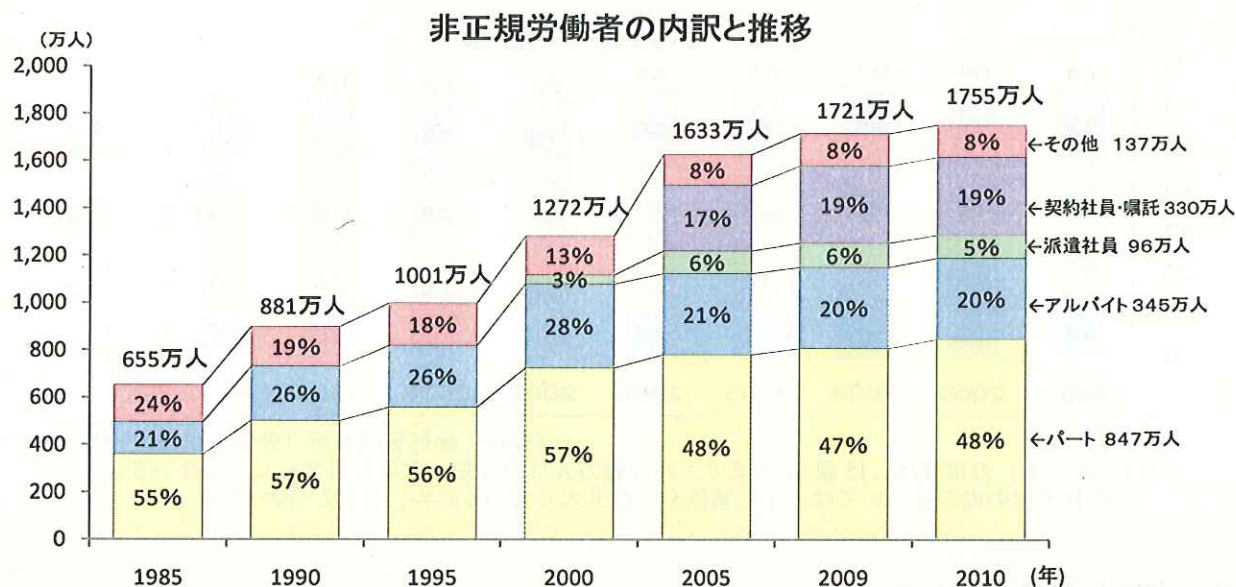


資料：1994年までは「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、1999年から2010年までは「労働力調査（詳細集計）」（年平均）

(注)「自営業者等」は就業者のうち、正規雇用者、パート・派遣・契約社員、その他等を除いたものとする。割合は、15歳以上人口比

また、近年は、特に派遣社員、契約社員・委託等の増加により、非正規労働者数は増加傾向にあります。

【非正規労働者の内訳と推移】



資料：2000年までは「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年からは「労働力調査（詳細集計）」（年平均）による。
 (注) 2005年以降の「契約社員・嘱託」と「その他」については、2000年以前の分類は「嘱託・その他」

3 産業構造の状況

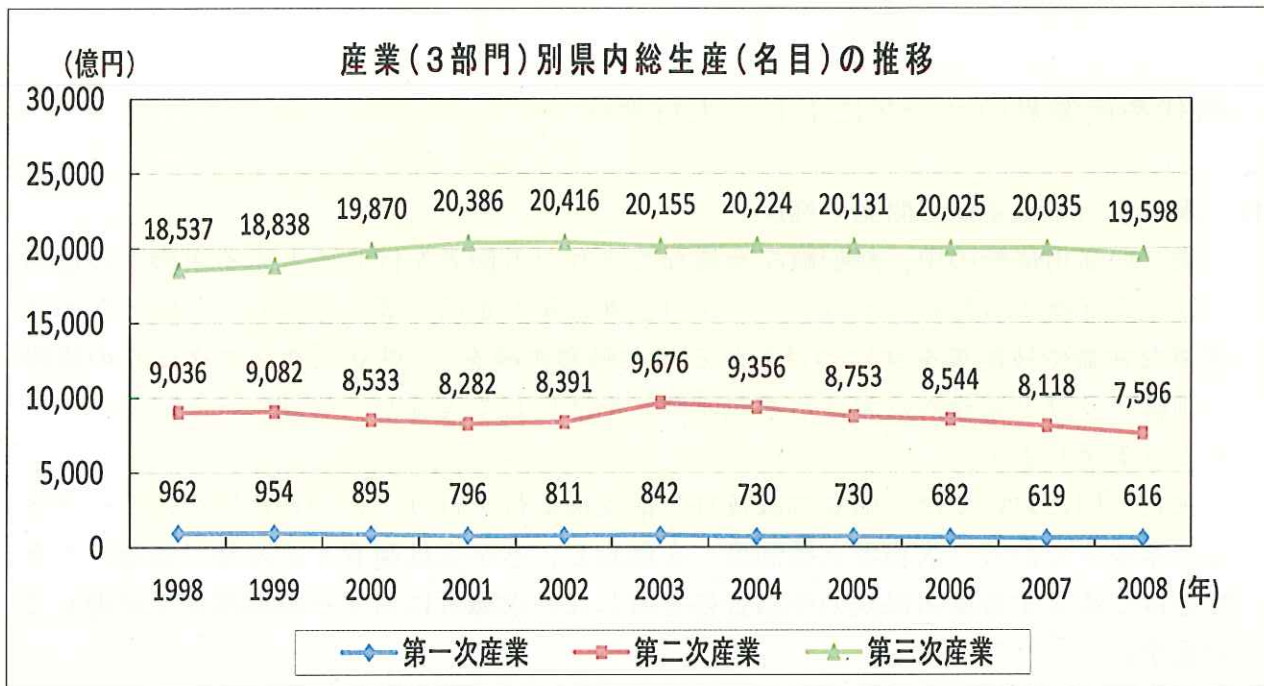
本県の平成20年（2008年）度の県内総生産（名目）は「2兆6,540億円」となっています。

産業3部門別に見てみると、農林水産業等の第1次産業は616億円（2.3%）、製造業等の第2次産業は7,596億円（28.6%）、サービス業などの第3次産業は1兆9,598億円（78.3%）となっています。

また、平成17年（2005年）の産業（3部門）別の就業者数は、第1次産業は36,475人（9.8%）、第2次産業は95,221人（25.5%）、第3次産業は235,209人（62.9%）となっています。

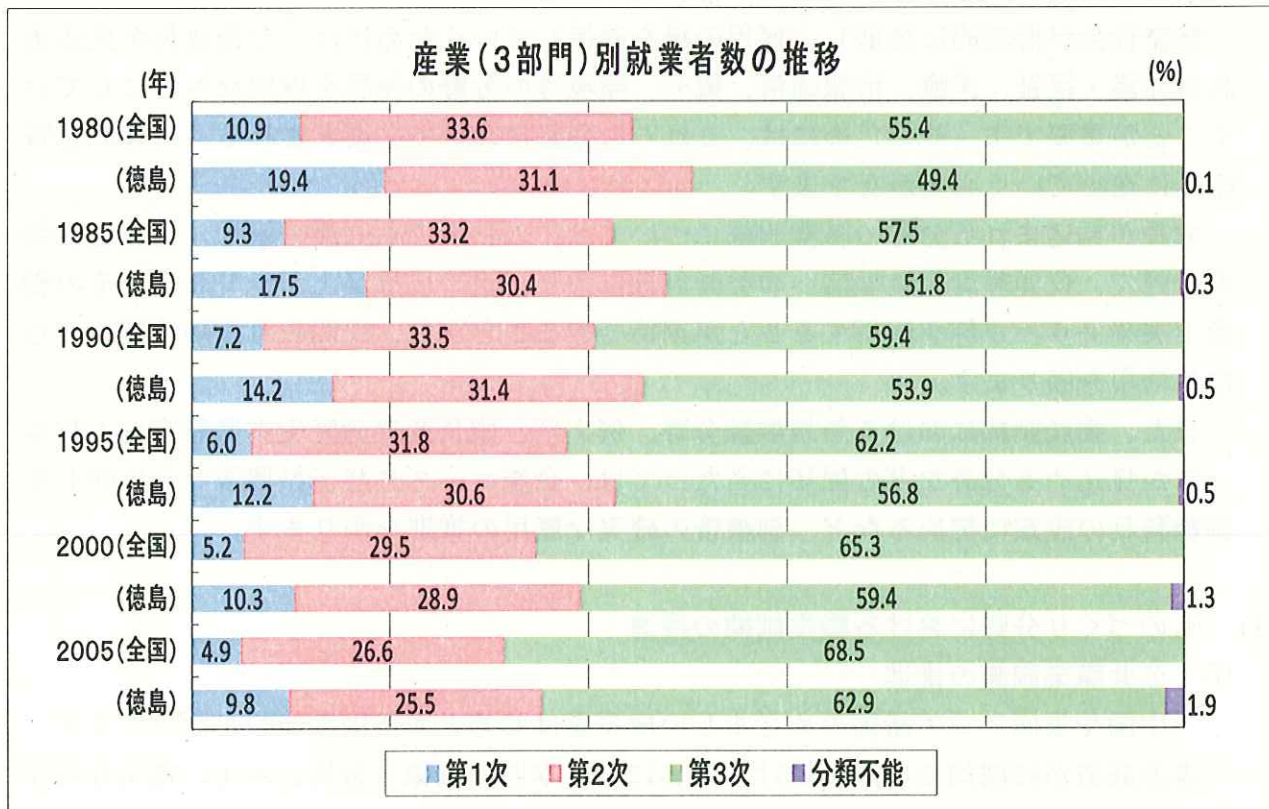
第1次産業の就業者数の減少は著しく、第3次産業の就業者数は着実に増加しており、製造業等の第2次産業の就業者数は、昭和55年（1980年）以降増減を繰り返していましたが、平成12年（2000年）以降は減少傾向にあります。

【徳島県の産業（3部門）別県内総生産（名目）の推移】



(資料：総務省「国勢調査」)

【産業（3部門）別就業者数の推移】



(資料：総務省「国勢調査」)

第3部 職業能力開発の基本的方向と施策

1 時代や産業界のニーズに応じた人材育成

(1) 求職者への職業能力開発の推進

厳しい雇用情勢の中、離転職を余儀なくされた労働者をはじめとする求職者の雇用・就業を促進するため、ハローワーク（公共職業安定所）等と連携し、就職のために必要な知識や技能等を身につけられる公共職業訓練を、「県立テクノスクールの施設内訓練」及び「施設外における委託訓練」を活用して実施し、早期に再就職等ができるよう支援します。

また、国においては、職業訓練及び生活支援給付を行う、いわゆる第2のセーフティネットである「求職者支援制度」を創設し、学卒未就職者や出産等で退職した女性をはじめとする雇用保険の受給資格を有しない求職者に対する職業訓練を促進しています。

本県においても国と連携してこの制度の効果的な運用に努めるとともに、キャリア・コンサルティングのひとつとして有効な「ジョブカード」の活用促進を図ります。

(2) 成長が見込まれる分野における人材育成の推進

経済社会が持続的に発展し、雇用の場を確保していくためには、今後成長が見込まれる介護・福祉、医療、情報通信、観光、環境等の分野の発展を確実なものにしていくことが重要です。そのためには、これらの分野において必要とされる人材育成を戦略的に進めていく必要があります。

成長が見込まれる分野の職業訓練については、これまでも介護・福祉、情報通信等の分野で、民間教育訓練機関への委託訓練により一定の成果が上がっており、その創意工夫やノウハウ等を活用することが期待できることから、民間教育訓練機関のさらなる活用を図ります。

また、委託訓練における新規訓練分野、例えば、成長産業分野や本県特有の人材ニーズが見込める分野などの開拓に当たっては、企業ニーズや経済振興策等を反映した訓練科目の設定に努めるなど、訓練後の確実な雇用の推進を図ります。

(3) ものづくり分野における職業訓練の推進

① 公共職業訓練の推進

中国や東南アジア諸国のめざましい成長をはじめとする国際競争が激化する中、本県経済が持続的な発展を続けるためには、本県の機械、金属、木工、電気などを

はじめとした製造系のものづくりの現場を支え、国際競争力を有する人材を、企業のニーズに応じて育成していくことが必要です。

しかし、ものづくり分野における職業能力開発の特性等を考慮すると、施設整備や訓練指導員等が必要であることから、個々の企業、特に中小企業ではその実施が困難であり、また、民間教育訓練機関においても訓練の担い手となることは困難であることなどから、引き続き公共による職業訓練の実施に取り組みます。

また、ものづくり分野における人材を育成していく際には、「ものづくりの基本」となる技術・技能を習得するための職業訓練を重視するとともに、最先端の技術革新にも対応しうる人材を育成できるよう職業訓練の充実に努めます。

② 在職者訓練の推進

日本のものづくり産業は、高い技術力や品質管理などを背景に、国際競争力を維持してきましたが、経済のグローバル化などが急速に進展する中で、今後とも競争力を維持していくためには、企業内において、競争力の柱となる人材の育成を図っていくとともに、将来を担う後継者を確保していくことが重要となっています。

しかし、技術レベルが急速に進展する中で、中小企業等においては、費用や設備、指導者の確保などの諸事情により、社内における人材育成が困難となる場面が生じています。

このため、本県においては、中小企業等で働く若手従業員等の在職者に対する基礎的技能の向上やキャリアアップ等の支援のため、県立テクノスクールにおいて、提案型の在職者訓練及び企業の個別ニーズに応じたオーダーメイド型の在職者訓練（1企業・1人から訓練を実施）の充実強化を図るとともに、技能レベルに応じたきめ細やかな訓練を実施するなど、本県のものづくりの基盤となる中小企業への人材育成支援の強化を図ります。

(4) 企業による職業能力開発の支援

企業自らが労働者の能力開発を行うことは、企業が求める人材の育成に直接繋がるものとして重要なことから、企業では、在職者の各階層に応じた技術・技能の向上に取り組んでいます。

このような取り組みを支援するため、雇用労働者の技能の向上に資する訓練を行う事業主等を「認定職業訓練校」として引き続き認定し、その運営費等を助成するほか、企業に対する訓練内容の充実に関する助言やキャリア形成促進助成金等の各種制度に関する情報提供に努めます。

2 十分な教育訓練機会を得にくい求職者に対する職業能力開発の推進

非正規労働者が増加する中、正社員として働くことを希望する非正規労働者の割合が高まっている一方で、非正規労働者は職業能力開発形成機会が乏しい状況にあります。

また、長期失業者、学卒未就職者、ニート等の若年者、母子家庭の母等は、他の離職者と比べて、求人・求職のミスマッチや知識、技能、経験の不足などにより十分な教育訓練機会を得にくい状況にあることから、その特性に応じた職業能力開発を進めていくことが必要です。さらには、障害者の社会参加や自立等を促すためにも、障害者雇用の促進を図って行く必要があります。

少子高齢化が一層進行し、就業者も減少する中で、本県経済が持続的に成長していくためには、中高年齢者、女性、非正規労働者を含め、特別な支援を必要とする労働者一人ひとりの職業能力を向上させ、生産性を高めていくことが必要であることから、これらの者の意欲や能力を引き出し、就労を促進していくための職業能力開発の推進を図るとともに、キャリア形成の支援等に努めます。

(1) 若年者等に対する職業能力開発

学卒未就職者やニート等の若年者等は、知識・技能・経験の不足、社会人にとって不可欠なビジネスマナーやコミュニケーション能力の不足、職業意識や技能のミスマッチ等により、十分な教育訓練機会を得にくい状況にあることから、その特性に応じた職業能力の開発に努めます。

また、「とくしまジョブステーション」及び「徳島県若年者サポートセンター」において、求人情報の提供や就職相談の実施、専門家による個別相談等を実施するなど、若年者やニート等への積極的な就業支援を促進します。

(2) 母子家庭の母等に対する職業能力開発

母子家庭の母等のうち、就職が困難な状況にある者が安定した職業に就くためには、就業に求められる十分な知識や技能などを身につけることが不可欠であることから、引き続き準備講習付き職業訓練を実施するなど、母子家庭の母等の特性に配慮した職業訓練に努めます。

(3) 障害者に対する職業能力開発

県立テクノスクールにおいて、訓練を受けることが可能な障害者を、その適応する訓練科目に受け入れて職業訓練を実施するとともに、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等の多様な委託訓練の委託先を開拓し、個々の障害者の能力や適正に応じた職業訓練を実施します。

また、「とくしま障害者雇用促進行動計画」及び「とくしま障害者雇用促進条例（仮称）」（平成24年度策定予定）との整合性を保ちつつ効果的な職業訓練の促進に努めます。

3 職業能力開発校（県立テクノスクール）における人材育成の強化

厳しい経済雇用情勢の中、地域産業の振興を図っていくためには、社会経済状況の変化に的確に対応しながら、地域産業の人材ニーズに対応した職業能力開発を推進していくことが重要です。

また、経済情勢が不透明な状況にもかかわらず、本県経済を支えてきたものづくりを中心とする産業界では、団塊の世代や熟練技能者の退職などにより人材や後継者が不足しており、専門的技術や技能を習得した人材を求めている状況です。

さらに、今後成長が見込まれる新たな産業を活性化していくためには、新たな知識や専門的な技能を持った人材の確保が不可欠になってきていることから、県立テクノスクールにおいて、これらに対応した産業人材の育成を積極的に推進します。

(1) 産業界等のニーズに応じた職業訓練の実施

民間で実施可能なものについては民間が実施するという基本方針を踏まえつつ、地域の産業界のニーズをはじめ、時代のニーズ、求職者のニーズ等を常に把握し、それぞれのニーズに応じた訓練科目等の設定に努めるとともに、経済雇用情勢等の動きに応じた訓練内容やカリキュラム、訓練対象者（年齢・学歴等）の見直し・充実などについて適宜検討を進めます。

(2) 職業訓練内容の充実強化

- ① ものづくりに必要な基礎的技術の習得を重視するとともに、職場で必要となるパソコンスキルや環境問題などの基礎的知識の習得を進めます。
- ② 企業実習を取り入れた訓練、複数の訓練科のカリキュラムを組み合わせた実践的な技術・技能が身につけられる複合訓練等を実施し、将来のものづくりスペシャリストの育成を図ります。
- ③ 職場で必要となる資格の取得を支援するための訓練等の充実を図るとともに、社会人として必要なビジネスマナーや職業意識の醸成が図られる授業を行うなど、実践力と職場適応能力の有する人材の育成を図ります。
- ④ 産業界で活躍する外部講師を招き、産業界の先端技術や最新情報などが学べる講座を実施するなど、訓練生が常に産業界の情報に接する機会を提供します。

(3) 指導員の指導力向上

良質な職業訓練の実施や訓練受講者の就職の実現を図っていくためには、その担い手となる指導員の育成・質の確保を図っていくことが重要です。訓練ニーズの高度化や多様化などに適切に対応するため、引き続き最新の技術情報や指導方法等の習得に努めるなど、指導員の指導力の向上に努めます。

(4) 入校率と就職率の向上

ハローワークや進路指導を行う高等学校等との連携を強化して入校応募者を募るとともに、PRパンフレットの配布やオープンスクール等などの広報活動を一層促進し、次代の地域産業界を担う入校生の確保に努めます。

また、就職の促進を図るため、テクノスクールにおいて「無料職業紹介業務」を新たに開始するとともに、専門員による企業訪問の推進、地域の産業界・経済界と連携した合同企業説明会や就職面接相談会等を開催するなど、訓練生の就職率向上に向けた取り組みを進めます。

(5) 産業人材育成拠点「県立中央テクノスクール」

平成25年度に開校する「県立中央テクノスクール」は、県立徳島テクノスクール及び鳴門テクノスクールを統合し、6つの訓練科（電気環境システム・金属技術・機械技術・木工技術・理容・美容）と、職業訓練に関する研修や講座、講演会など多目的に活用できるホール（収容人員約300人）及び技術実習等が行える在職者訓練棟（実習室・教室[収容人員約30人]）を整備しています。

また、隣接地には、本県経済振興の拠点として「徳島経済産業会館」が整備され、平成24年度から経営支援や指導など、県内中小企業への様々な支援活動を展開します。

今後、テクノスクールが「産業人材の育成拠点」として、時代や産業界のニーズに応じた人材を育成できるよう、これまで以上に産業界やものづくり関係団体等との連携強化を図るとともに、徳島県商工会議所連合会ほか経済団体等（計9団体）と締結した「産業人材育成支援協定」（平成24年2月締結）に基づく様々な連携事業を実施するなど、未来の徳島を支える産業人材の育成に着実に取り組みます。

- 産業人材の育成を支援するための「企画や調整を行う組織」（人材育成の総合調整窓口等）の設置
- 企業や時代のニーズに応じた「在職者訓練」（提案型及びオーダーメイド型）の実施
- 個別の企業・団体のニーズに応じた「技術研修のコーディネート（研修計画・カリキュラムの提供等）」
- 教育訓練情報の集約と提供（講習会・資格取得・指導人材情報等）

- 産業界で活躍する講師を招いた各種講演会等の開催
- 県立中央テクノスクール「多目的ホール」及び「在職者訓練棟」を平成24年秋に先行供用（貸し出し）し、在職者への訓練や研修、技能検定などに利活用（企業・団体内における在職者訓練、技術実習、講座、講演会、大会、会議、見本市等）

4 技能の振興

高齢化や職業構造の変化、団塊の世代の熟練技能者の大量退職や若年者のものづくり離れなどにより、ものづくりに関する優れた技能者の減少、技能の継承、後継者不足などが危惧されています。

本県のものづくり産業の基盤を確かなものとしていくためには、ものづくりに携わる技能者の技術水準の向上を図るとともに、次世代を担う若者が自ら進んで技能者を目指していけるような環境づくりを促進するなど、これまでものづくりの現場を支えてきた熟練した技術・技能を円滑に伝承していくことが重要です。

また、技能の重要性について広く県民に周知するとともに、技能者の社会的評価の向上を図っていくなど、技能を振興し、技能を尊重する気運を醸成していくことが重要です。

(1) 技能水準の向上への支援

技能者の優れた技能を公証する唯一の国家検定制度としての「技能検定制度」は、技能の向上や社会的評価の向上につながるるとともに、一定水準以上の技能を持った技能者に対する客観的な能力評価基準として活用することで、企業の求める人材の育成・確保が促進されます。

このため、技能検定実施機関である「徳島県職業能力開発協会」と連携して、制度の普及啓発を一層促進し、若年者を含む受検の奨励及び合格者の増加を図ります。

また、技術実習制度による外国人の技能実習生は、在留資格として「技能検定基礎2級」等を取得していますが、国際協力による人材育成の観点から、技能実習生が更なる技能を身につけられるよう「技能検定基礎1級」などの上位検定の受検奨励に努めます。

さらに、若者が日ごろの仕事等の中で修得してきた技能レベルを競い合う「技能五輪全国大会（概ね23歳以下）」や「若年者ものづくり競技大会（概ね20歳以下の職業訓練生等）」などの全国規模の技能競技大会の普及啓発を図るなど、若年技能者の育成に努めます。

(2) 技能を尊重する気運醸成

ものづくりに関する理解と関心を広く県民に呼びかけるため、毎年11月を「職業能力開発促進月間」として位置づけ、期間中に「徳島県職業能力開発促進大会」や「優れた技能を紹介するイベント」等を実施するなど、技能を尊重する気運醸成を図ります。

また、県内において優れた技能を有し、他の労働者の模範となる技能者を「徳島県卓越技能者（阿波の名工）」として県知事表彰するとともに、職業能力の開発に功績のあった者（技能検定員功労、技能検定成績優秀者等）に県知事表彰状等を贈呈し、その功績を広く称えるなど、技能者の社会的評価の向上を図ります。

さらに、次世代を担う若者が自らが進んで技能習得への関心を深められるよう、優れた技能者による「ものづくり体験教室」を開催するとともに、「技能PRイベント（技能フェア）」等を産業団体やものづくり関係団体等との連携により実施するなど、若者や県民が技能やものづくりに直接触れることができる機会の提供を促進します。

(3) 熟練技能者の活用・情報提供

企業内における人材育成、教育機関におけるものづくり体験教室等への技術指導などにあたる講師の紹介等に応じるため、高度な技能・技術を持った熟練技能者等を登録した「徳島県熟練技能人材データベース」を運用しています。

引き続き利用についてのPRを図るとともに、企業や教育機関等における人材育成・体験教室等の様々な場面で活用できるよう、登録者数・登録職種を増加させるなど、データベースの充実に努めます。

(4) 関係団体等との連携強化

技能の振興や伝承を効果的に促進していくため、引き続き教育委員会や小・中学校と連携して「ものづくりふれあい事業」等を実施するほか、ものづくりに関する各種情報の提供等に努めます。

また、徳島県職業能力開発協会や徳島県技能士会連合会等のものづくり関係団体との連携を一層強化し、技能振興情報の相互提供や意見交換会等の開催をはじめ、共催で技能振興事業を実施するなど、関係団体と一体となった若年技能者等の育成と確保、技能振興に取り組みます。

5 計画の推進と検証評価

本計画は、平成27年度までの職業能力開発に関する基本的な方向と施策を示すものです。

施策の展開に当たっては、労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の関係機関・団体と緊密に連携し、職業能力開発の円滑な推進を図ります。

また、本計画期間中に、経済・雇用情勢の変動や公共職業能力開発を取り巻く環境の激しい変化などにより、策定時に想定していなかった新たな施策が必要となる場合には、迅速・柔軟な対応を図り、計画の実効性を高めていきます。

さらに、「いけるよ！徳島・行動計画（オンリーワン徳島行動計画）」や県の経済振興策等の諸計画との整合性を保つとともに、各年度の進捗状況や予算の執行状況等を検証する中で、適宜本計画の見直しを行うなど、フォローアップに努め、計画を推進していきます。